

監 事 監 査 報 告 書

2025年5月14日

学校法人 明 治 大 学
理 事 会
評 議 員 会 御 中

学 校 法 人 明 治 大 学

常勤監事 奥 山 弘 幸

監 事 狩 野 省 市

監 事 高 岡 香

私たち監事は、私立学校法（2023年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人明治大学（以下「同法人」という）寄附行為（2020年4月1日施行）第15条の規定に基づき、同法人の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事長、学長及び常勤理事並びに副学長等との意見交換を実施し、所管業務における進捗状況や課題を確認しました。また、事業報告書及び決算資料並びに重要な決裁書類等の閲覧などを行うとともに、監査室との連携のもと内部監査結果の報告を受けました。さらには、公的研究費不正防止に関する計画の実施状況を確認する他、公的研究費に関する内部監査にも同行しました。

財産の状況については、各キャンパスの施設設備の現況を視察し、施設整備計画が予定通りに推進されていることを確認しました。また、私立学校振興助成法（2020年4月1日施行）第14条第3項に基づく会計監査を行う公認会計士から説明を受けると共に、公認会計士と連携して計算書類について検討するなど、同法人監事監査規程（2020年6月1日施行）に準拠し、必要な監査手続を行いました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書））は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為、法令又は寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上